

# 抵抗

分裂、差別、首切り、弾圧

偽装破産など資本のあくな  
き組合破壊攻撃に抗し、親

会社の責任を追求し、企業

再開をめざし、たたかい続

ける関扇運輸労働者の八〇

○日闘争の経験と教訓

全自運大阪地方本部  
全自運関扇運輸支部

## 目 次

共闘の発展のなかに  
たたかいの展望を見る

大阪総評組織局長 中江平次郎 ③

うたれ、たたかれ

労働者は強くなる

全自運大阪地方本部

中央委員長 柳川 恒夫 ⑦

おれたちも人間だ

たたかいの経過と教訓 ⑪

小さな炎も広野を焼きつくす ⑫

合理化、弾圧、社長自殺、破産、

みんなアサノの策謀 ⑯

警察、裁判所は誰の味方か ⑮

破産という名の組合つぶし ⑯

生活を守るたたかい ⑯

たたかいの教訓 ⑯

みなぎる決意

よせられる支持と共闘

(29)

親会社アサノの組合破壊攻撃

— 関扇闘争の重要な意義 —

弁護士 小林 保夫 (40)

弁護士 井関 和彦 (47)

犯罪人となるのは会社、警察、

検察官だ (全自運関扇支部)  
副委員長 岩男 是命 (49)

頑張らねば 父ちゃんと

子供のために 水間とみ子 (53)

きびしさの中にも笑いが

全自運関扇支部 書記長 田中 種男 (56)

一時は退職しようとした

俺だったが (全自運関扇連輸支部)  
組合員 松岡忠義 (58)

編闘集後記

(64) (61)

# 共闘の発展のなかに

## たたかいの展望を見る

### 関扇労働者の中根性が示すもの



総評大阪地評組織局長 中江 平次郎

このパンフは関扇運輸の労働者の不屈の闘いの成果であり、妻や子供とともに労働者としての権利の自覚のために闘いぬいてきたなかで、支配階級の搾取、弾圧のカラクリをバクロし、より多くの労働者に闘いの自信をもたせる方向を示したものである。

一昨年の秋から約八〇〇日になる長い間、たたかいながら脱落をする者もでたが、三回目の闘いの中の正月を迎えるとする今日まで闘いぬいた四十名の組合員と家族が、あるときは『敵は強すぎる』とおもつたり、生活のくるしみで弱気におちいつたり、『ハネあがり』だと冷い目で見る人々の目に片身のせまいおもいになつたり、労働者の支援も口先きだけで大してアテにならぬとおもつたり

……いろいろな悩みもあつただろう。しかし互に励ましあつて、たたかいのなかで、確信を持ち、ますます団結をつよめてきたその経験は、多くの労働者に大きな激励となるにちがいない。

× × ×

関扇の闘いは、当初、警察官出身の労務担当者の威圧的な挑戦からはじまつた。第二組合をつくり、官憲の弾圧を加えれば、全自運関扇支部の団結もオシツブスことは簡単だと甘い分析——労働者をなめた態度——からはじまつた。労働組合法の「不当労働行為」も無視して弾圧する態度は、ここ三年来関西経営者協会が多くの中企業の経営者にそそのかしてきたところであり、また大阪府警も、従来認めてきたピケットの権利をふみにじり、警棒とゴボウ抜きと逮捕をもつて組合への高圧的な弾圧を多くの組合にたいし加えてきたところであつた。そしてまた弾圧をうけた労働者のなかで遺憾なことにこれらの圧力に屈服した者も少くはなかつたことは事実であつたが、関扇の労働者は、いささかも退却せず堂々と資本家、官憲の弾圧に身体をはつてたたかいぬいてきたのである。

関扇の労働者の不屈の闘いを知つた多くの労働者は、「カンセンに続け」と続々と立上つた。大阪における八十以上の争議団の中心的な役割を「カンセン労働者」が果すことになつたのは当然である。闘い以外に正義を守ることはできない。闘い以外に法を守ることはできない。しかし、闘えば闘う程、は敵は狂暴化してくる。

だがそれとともにわれわれの団結もきたえられ、戦列も拡大する。闘いが発展すればする程、敵の本質が大衆にバクロされ、ボロができるからだ。——このことをカンセンの闘いが如実にわれわれに示してくれている。

×

×

×

関扇運輸の闘いは、最初のうちには、関扇の資本家に目をむけられていた。親会社である浅野コンクルートや日本セメントの「介入を許さず」というスローガンをかかげていた。しかし闘いのなかで、敵は単に関扇経営者ではないことは直ちに明らかになつた。敵は独占資本である日本セメントであり、融資をしている銀行であることが明らかになつた。

中小企業の闘いには限界がある。中小企業労働者の危機をなくすためには、政府の中小企業振興対策や独占の横暴への制限政策を要求せねばならない、という者がいる。しかし、職場の合理化の闘いは困難だ……政策の転換が必要だ……と、自分達の眼の前の敵と闘うことを回避する事は断じて許されない。苦しくとも自らに加えられる弾圧に身体をはって抵抗すること、その抵抗のなかでこそ強大な敵の土台をゆるがす闘いに発展をすること、そのことを闘う労働者が闘いのなかでかちえた経験であろう。より多くの労働者が確信をもつて立上つて呉れること、そしてその中で共闘を拡大することとが、現在の闘う労働者の最も切実な願いであろう。

このパンフは、単に関扇の労働者への支援を要請しアピールするためのものではない。より多くの労働者がすべての職場で立上ることをねがつて書かれたものである。目前の敵に抵抗する戦線が多く、その職場でつくられていくにしたがつて、共同の敵にたいする共闘が発展するにちがいないこと、そしてそのなかでこそ関扇労働者に弾圧を加えて いる独占資本や官憲を譲歩さし、勝利の展望がひらかれてくるであろうこと、そして反独占の強大な戦線をつくり上げることにその闘いの意義を認め、さら

に日日闘いを継続している関扇労働者の闘いの信念であることをこのパンフは示している。

×  
×  
×  
×  
×

大阪地評の関扇の労働者、あるいは他の多くの闘いつつある労働者への支援、共闘指導の体制も決して充分なものではない。多くの労組は、自分の所の問題で精一杯だ、よそのことまでかまつてはいる  
ない……と考えがちな程それぞれの産業、すべての職場への弾圧はいろいろなかたちではげしく加えられていることも事実だ。しかし、多くの職場で孤立しがちな条件のなかで苦闘をしている多くの仲間の状況を、知らせあつて、共闘をひろげていくことは、大阪地評の大きな任務である。

幸いにして、全自運大阪地本と関扇支部の仲間によつて、貴重な闘いの経験がこのパンフにまとめられたことは、誠によろこばしいことである。より多くの労働者にこのパンフが読まれることを期待する。最も苦難な条件のなかで七百五十日にわたつて闘つてきた関扇労働者の闘魂と経験が、すべての職場で話しあわれて、『カンセンに続け』の合言葉がどんどんひろがることをねがうものである。

うたれたたかれ

## 労働者は強くなる



全自運大阪地方本部

中央委員長

柳川恒夫

全自運関闘運輸支部のたたかいは、すでに八〇〇日をこえを長期のものとなつた。

寺沢委員長を先頭に、現在も三十数名のわたしたちの仲間が、分裂、首切り、刑事弾圧、企業閉鎖、破産宣告など、およそ資本家と國家権力が組合つぶしや、労働者の弾圧につかってきたありとあらゆる攻撃に屈することなくたたかっている。

わたしは、これら兄弟たちと、苦しい生活をささえて頑張つて下さっている家族の方々に心からの敬意と連帯のあいさつを送ります。

また、関扇のたたかいにあたたかい支援と御指導をよせられている大阪地評総評南地区、北地区評とそこに結集する地域の労働者のみなさんに心からのお礼を申し述べるものです。

関扇のたたかいは、独占資本とその系列、下請のもとにある中小企業、その文配機構をもつとも露骨に示す縮図であります。

アサノコンクリートと日本セメントの至上命令のもとに関扇運輸株式会社は、労務に元警察官をやとい入れ、かずかずの不当労働行為をかさね、それが組合員の团结の力で粉碎されるや、関扇運輸の会社もろともつぶしにかかり組合破壊を策してきたものである。

アサノは、組合活動家の首切り、警察権力をつかっての弾圧によつても組合つぶしができないとみると、関扇社の重役陣の退陣をつめより、上田社長を「自殺」に追いこみ、新たな組合破壊の手段として関扇社を破産させるにいたつた。

つまり、関扇運輸はアサノの一運輸部門であり上田社長は、アサノ社の運輸課長か労務課長にすぎなかつたのである。

いま、大阪地労委において組合は、大阪アサノを相手方として不当労働行為の追求をおこなつている。

アサノの指導のもとにおこなつた「合理化」、組合破壊、首切りの謀議、そのための資金融資など、かくすことのできない事実が多数の証拠によつて暴露されている。

関経連をはじめ、資本家団体はこれが労働委員会の事件となることをおそれ「不当労働行為の責任は第三者のアサノ社にない」と地労委の公益委員に圧力をかけ審問をひらかせまいといろんな妨害を加えてきた。

関扇の仲間たちは、二〇〇団体あまりの労働組合や民主団体に支援と共闘をよびかけ、これとの闘いを組織し、連日のように抗議行動をおこない、丸一年かかって審問をひらかせることに成功した。

関扇のたたかいは、中小企業ではたらく労働者が立ちむかうべき方向をきりひらく上で重要な意味をもつてゐる。

一方、大阪府警は、組合の弾圧にのりだし、資本と一体となつて労働組合として当然の日常活動である「ビラはり」を「建造物損壊」「不法侵入」とデッチあげ、組合員七名を不當にも逮捕し、二名を起訴した。組合は、これにも反撃をくわえ、会社が淡路警察署警察官に酒食のもてなしをおこなつたり、贈賄をなしていいた事実を摘発し告発した。いま大阪地裁ですすめられている公判廷は、まさに被告である組合が検察側を追求していく闘いの場である。

二年前の関扇の仲間たちは、われわれの周囲のどこにでもみられる、「いい父ちゃん」「いい青年」であった。かれらは、一ヶ月に一〇〇時間もの長時間労働を強いられても、生活のために或る程度はやむを得ないと辛棒して朝早くから夜おそくまで黙々と働いた。全面的な「合理化」攻撃は、さらに苛こくな労働条件を生コン労働者に要求した。かれらは、だまつていては殺されるところまで追いつめられ、立ちあがつたのであつた。

憲法に保障された労働者の団結権を資本家はけちらしてくる。分裂がおこる、さらにかたい団結の必要にせまられる。家庭では生活の問題を解決せねばならぬ、一つの問題を克服するとまたあらたな難問がたちはだかってくる、警察は善良な市民の味方だと思っていたが組合に立ちむかつてくる、裁判所は、明らかに偽装の破産を宣告した。このような闘いの中で吸血鬼のような資本家の眞の姿を見た、資本主義のかぐり、戦争の問題、すべてを見る目が闘いの中でみずからるものとなつていく。

八〇〇日の闘いは、関扇の仲間たちの階級的自覚をよびさましたのである。

関扇のたたかいは全自運の貴重な経験であり、日本の労働者階級の土根性を示したのである。

この闘いを勝利させる道は、われわれ自身が閥扇の仲間の闘いの気迫に学び、職場を基礎にまわりの労働者との共闘の場をひろげ、共通の敵をひきだし、これに集中して攻撃をあびせることである。いま、アメリカ帝国主義はますます孤立を深めながらもベトナム侵略を拡大し、日本をその最前線基地に仕立てアジアの平和をおびやかしている。

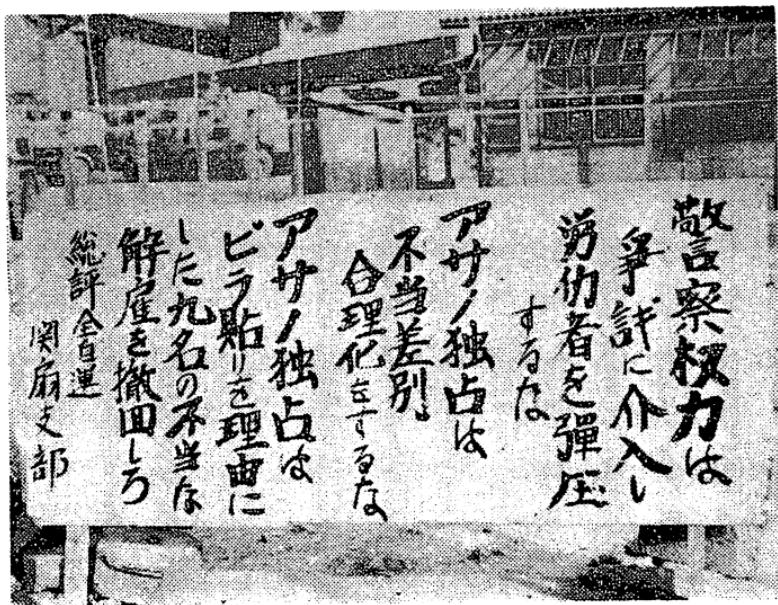
わたしたちの、ほんとうの意味での勝利は、まさにこれらの搾取と戦争の元凶をうちたおしたときにある。「闘えば閥扇のようになる」の資本の思想攻撃に「閥扇のようにならかおう」のわれわれの言葉を対置してたたかおう。

# おれたちも人間だ

## たたかいの経過と教訓

労働者には、団結する権利がある。また健康で文化的な生活を営む権利があることを憲法は保障する。

しかし、そのことが空文句にすぎないだけでなく裁判所、警察は労働者が権利を守って立ちあがったとき、資本家の利益を守ってそれを圧しつぶす道具と化し、われわれを弾圧することを知った。しかしあれわれは決してこれに屈服しない。



# 小さな炎も

## 広野を焼きつくす

この記録は、労働者の生存権、団結権をことごとくふみにじる独占資本と、その攻撃に断固として抵抗して闘い続ける労働者の不屈の精神とのはげしいぶつかりの火花である。

関扇運輸は、アサノコンクリートの専属運輸会社で、大阪市西成区津守町と東淀川区下新庄の生コン製造工場から主として大阪市内の工事現場に生コンクリートを運搬することを業とする。そこには戦車のようなミキサー車を昼夜をわかつらず運転する労働者で組織される全自運関扇運輸支部がある。

組合員のほとんどの人には、妻あり、子供あり、家庭がある。昭和三十九年九月、組合破壊の資本の攻撃によって闘いがはじまつた。収入の道をたたれてすでに八〇〇日を経過したいまなお闘いの火は消えない。

関扇運輸争議は、労働者の自然発生的な怒りが組織的な力に変りはじめるとき、資本家はその仮面をぬぎて国家権力を総動員しておそいかつてくる、それによつますます労働者は自覚を呼びさまされることを教える。

また、この闘いは、こんにちの内外情勢がきわめて緊迫したものであり、軍国主義はすでに職場にあらわれていることを示すものである。

いま、アメリカ帝国主義は野蛮なベトナム侵略戦争をあくことなく続けており、ベトナム人民の反撃に出会い、戦局が不利になればなるほど戦火の拡大に狂ほんでいる。

佐藤内閣は、このアメリカの侵略戦争に積極的に加担し、日本を侵略の前線基地、補給基地に提供している。

日本独占資本は、かれらの生きる道を侵略戦争と労働者への殺人的合理化に求め労働組合と労働者を敵視し、弾圧と思想攻撃によって軍国主義復活、強化を急いでいる。

関扇運輸の闘いは、かれらの思わずは必らず失敗するであろうことを資本家階級に警告する。

資本家どもよ！労働者の不屈の精神は無限の力となることを思い知れ！関扇労働者の燃やし続ける赤い炎は、人々の胸から胸へと燃え移り必らず広野を焼きつくすであろう。

日本の津々浦々で、同じような闘いのほのほがあがつてゐる。

ベトナムの友は、いまも侵略者を追いだすため、世界平和の先頭に立つて闘つて  
いるのだ。

「ベトナム人民は必らず勝つ」と言つた。

関扇の闘いも必らず勝利する。

抗議先

大阪市北区梅田一番地 阪神ビル内

大阪アサノコンクリート株式会社

激励先

大阪市西成区津守 西六ノ三〇

アサノコンクリート津守工場内 全自運関扇運輸支部

大阪市東淀川区下新庄

アサノコンクリート淀川工場内 全自運関扇運輸支部

# 合理化、弾圧、社長自殺、破産、

## みんなアサノの策謀

### 生コン労働者も人間だ

高層ビルが立ち  
ならぶ大阪、戦争  
で廃墟と化した大阪も二十年後のこんにち、高速  
道路が縦横にはしり、地下鉄、高架線の建設はさ  
らにすすみ、その面影はすでにはない。

大阪の復興と共に、いや焼野ヶ原になつたために大もうけをし肥えたセメント資本。

「高度経済成長」政策のはしり、昭和三七年以來、セメントの需要はさらに増大した。しかし、それに目をつけた資本家どもは、大阪府下に数十の生コン工場を設立し、蟻のようにむらがり、はげしい販売競争をつづけた。生コンを運ぶ労働者は一ヶ月二〇〇時間以上もの恐るべき長時間労働

が強いられた。自律神経失調で倒れる人、「ポツクリ病」で死亡する人、キンタマがとけるめずらしい病気かかる人も出た。

徹夜、徹夜の連続でぐつたりとなつて家で寝て二、三回でもいいから走つてくれ」と起こしにくる。帰宅せず会社で仮眠をとつてねむい目をこすりながら交通のはげしい街をつつ走る。当然のよう事故は増えた。

生コン労働者は当然ながらこれに抵抗した。関扇（アサノ）東海運（小野田）近畿生コン（住友）三生運送（大阪セメント）など全国自動車運輸労働組合に加盟する労働者は、昭和三六年に大阪

生コン共闘会議を結成し、「残業規制」「賃上げ」「休日確保」などの労働条件改善のため立ちあがつた。

### 「合理化強行」

そして関扇の労働者がその先頭に立つていた。池田内閣の「高度経済成長」政策は長続きしなかつた。

セメント各社は「合理化」、とくに人べらしに乗りだしてきた。不眠と労働強化で体をだいなしにしてしまった生コン労働者は無慈悲に大根でも切るように街にほおり出された。仕事は急激に減ってきたため労働者の収入は少なくなり、職制にこびを売つて残業をさせてもらいうという傾向も一部労働者の中に芽ばえ、組合幹部の戦闘性を奪う資本の攻撃も一だんと強まつてきた。

こんななかで、全自連関扇運輸支部は「残業なしで喰える賃金よこせ」「合理化反対」の旗を高くかげ、生コン共闘の強化と未組織労働者の組

織化の闘いに立ちあがつていた。

「他社では合理化が進んでいるのに」とあせるアサノは組合破壊の準備を着々と進めていた。

昭和三九年三月、アサノは元大阪曾根崎警察の警備係長吉政新一を関扇社の労務担当者にすえ、その輩下に高森某なる、これも警察あがりの男、さらには炭労で分裂をやつた経験をもつ藤崎とい

う男を所長にすえた。

一方、沖縄のバスの組合で分裂を勧らいた比嘉という男を従業員として入社させ、これを通じて新らしく従業員を雇入れ、従業員数の約三分の一の三十数名にまでふやし、組合幹部の批判勢力をつくつた。

昭和三十九年七月、夏季一時金三七、〇〇〇円で妥結して間もなく、会社は親会社アサノの指示で組合に「合理化」案を提示してきた。

一つは、「一・三制」の実施  
二つめは、「時間管理」

一・三制というのは、第一日曜日と第三日曜日

が完全休日となり、あの休みは会社が指定して休ませるというもの。以前は一週間に一日だけ従業員の都合のよい日に順番に休みをとっていた。

この会社案を実施されると第一、第三日曜日は全員休むので問題はないが、第二、第四日曜日は出勤を強制される。また会社がいかに休日を配当しても一週間に一回休むという原則が破れるのである。

二つめの「時間管理」は別名「指名制」ともいわれ、従業員の体の状態や通勤の地理的状況などを無視して、会社が「指名」して早朝出勤や、残業を強制するというもの。この合理化案は、一方では無駄な労働力をできる限り制限し労働密度をひきあげ、他方で基本給二万円余りの低賃金のため「残業労働」を欠かせない労働者の苦しみを利⽤して強制的な指示、命令による労務体制をつくろうとするものであった。

同年九月、会社は組合との協議を一方的に打切り、强行実施することを宣言し、実行してきた。

組合は指名を拒否した。一・三制も認めなかつた。

### 分裂との闘い

この頃から会社は、組合内一部に養っていた比嘉を使つて活発な動きをさせてきた。比嘉は、修理工としての身分であるが、一日中職場をぶらぶらとし、夜になると「セドリック」に乗つて第二組合づくりのために組合員の家をまわり、「組合はアカだ、なんとかしないと、みんな利用されるだけだ」とふれ歩いた。

同年十月十三日、淀川で第二組合が発生した。

「新しい組合をつくって得意先に迷惑かけないよう」に会社に協力するとボーナスは十万円、賃金はわずかの残業すれば七万円ぐらいになる。これはアサノが直接約束してくれたのだ」と比嘉は一晩中、車をとばし淀川工場の組合員の家を訪ね、真夜中に約三十名ほど集めた。組合役員に察知されると、会場を淀川工場から第二組合員の私宅へ、さらに松島の「松重」という料亭に移した。



第二組合ができると会社は、ますます高姿勢となり、十月十七日には「残業を停止」を強行し、兵糧攻めをもちいてきた。組合員の賃金収入の半分以上は残業賃金に依存していたからである。そして、第二組合員だけには残業をさせることにして差別待遇で全自運関扇運輸支部に分裂攻撃をかけってきた。

### 警察介入、不当処分 みなぎる憎しみ

このところから、私服、正服の警察が工場に出入りしている

た。集会をひらいたり、「残業せしろ」の抗議行動を行なえば、工場近辺に大阪府警の機動隊が待機し、組合に威圧を加わえ、弾圧の機をねらつていた。

津守工場に第三組合が発生した。淀川の第二組合が二十数名、津守はわずか数名であったが、以後、津守では毎日のように第三組合にこぼれていくものがでた。涙を流して委員長に脱退届をさし出す人もあった。「俺のうちは、残業しないとど

うしても喰つていけない、許してくれ」と。

組合は、十一月二十二日、臨時大会をひらき、会社の組合破壊攻撃を粉碎するまで、ねばり強く闘い抜く決意をかためるべく討論した。「団結でメシが喰えるか」「闘つても無駄だ」と敗北的な意見も出てきた。しかし大勢は、こんなひどい仕打ちを許せば、たとえ、この職場で働くことができて、お先真暗じやないか」「俺たちへの攻撃は、俺たちだけの問題ぢやない」「こんなことが社会的に許される筈はない、会社の不当労働行為をあばけ」と意気は高まつた。

組合員はみんな行動に立ちあがつた。労働基準局、監督署に連日のようによししかけ、基準法違反を告訴し、行政指導の強化を訴えた。陸運局にも押しかけた。運転手を不安な状態におとしいれて営業を行なつてゐる会社に対し、貨物運送事業法違反を追求した。

地方労働委員会に対しても、①第二組合をつくるなど支配介入をやめろ ②組合員には残業をさ

せない等差別扱いをやめろ、差別扱いによつて失つた残業賃金を支払え ③譴責処分の取消し、など不当労働行為の救済を申請した。

この頃のことを田中副委員長は「地労委への申立てはしたもの、必要準備書類の集拾やら手続、その次にくる書類調査の期日の手間のかかること、度を加えてきた労組破壊攻撃、脳髄が破裂せんばかりに痛む、いかんともしがたい日が来る日も来る日も続いた。夜になつても頭の痛さは止まず、本を読んでも数ページ前のことを忘れ、しばしば読みかえす始末であった。関扇争議で一番息のつまる思いがしたのは、一番忍耐力をついたのはこの時期であつた」と語つてゐる。

組合員全員が、シャツやジャンパーに「アサノは不当労働行為をやめろ」「差別反対」「日韓会談粉碎」などスローガンを書いて大阪中を歩きまわつたのが、このときであつた。「最初はバスや電車に乗るのも恥かしかつたが、多くの人達にアピールし、支持を得るために、一番目立つてわかり

やすいと、これを決めた。地下鉄、御堂筋、心斎橋、梅田、その他、人の多く集まるターミナルでも平気で着れるようになった」と。

一組合員が発案した、シャツに要求を書く宣伝戦術は、またたく間に大阪の争議中の労働者にひろがつた。

会社は、第四、第五、第六組合が相次いで生まれる勢いに乘じ、昭和四十年一月二十三日、寺沢委員長など組合幹部や活動家に解雇通告をしてきた。

### ピラはり理由

### に七名を逮捕

二月に入ると大阪府警は、職場のピラはりが、「建造物侵入」「建造物損壊」として

組合事務所を不法にも捜査し、三月五日、六日に

副委員長岩男、執行委員藤原、執行委員大沢、組合員西丸、伊達、松尾、阿部の諸氏を逮捕した。

そして同時にそれぞれの自宅の家宅捜査をおこない、人の見ているところでは手錠をかけてひつぱつといった。

十三署、西淀署、福島署、吹田署、大淀署、茨木署、淡路署に分散留置した大阪府警の取調べは、争議に関することより、「お前は共産党員か

」「こんなことをしていると、お前も家族も一生うだつがあがらんぞ」「就職を世話してやろう、闘争から手をひいた方がいい」など、黙否権を行使しているのをおどしたり、すかしたり、思想調査をしたり、まさに資本家の狗になりさがり労働者の団結権をふみにじる、ひれつな取調べをなった。

職場に残った組合員、全自運各支部の仲間、地域の労働者の警察、検察、裁判所への抗議行動は高まり、三日間で全員釈放をかちとった。

### 不当労働行為救済命令を得る

このように、資本と権力が一体となって、むちやくちやな組合破壊、弾圧に乗り出してきたが、敵が攻撃を強めれば強めるほど、闘いの火は燃えひろがり、三月二十九日の「関扇運輸支援総決起大会には、津守工場横広場に



一千名の労働者を結集させた。

津守工場を刑務所のように囲む、金網には、雨や風で色あせた数十本の支援労組の赤旗がはげしい闘いのあとをよみがえらせる。

組合は地労委で全面的な勝利をかちとつたのだ。職場は急に明るくなつた。第二組合や第三組合は工場から離れた場所に集まつて会社側を追求したり、弁解をきいたり、騒ぎはおさまらないもよう。

「不当労働行為」であるとの地労委命令書には次のように記されていた。

一、使用者は昭和三十九年十月十六日付、申立人組合員に対する時間外労働停止の通告を取り消し、従前通りの方法で時間外労働を行なわせると共に昭和三十九年十月十七日から時間外労働に就労させるまでの間に申立人組合員が時間外労働によって得たであろう賃金相当額を支払わなければならない。

二、使用者は昭和三十九年十月二十日付の申立人

組合に対するチエツオフ協定の廢棄通告を取消し、チックオフを行なわなければならない。

三、使用者は、申立人組合員に対して組合脱退を勧誘するなどの支配介入を行なつてはならない。

四、使用者は昭和三十九年十一月七日付の田中秀雄、田中種男、瀬底長清、石川政美、三原勤、井口真一、大沢儒治、松迫良澄および藤原重利に対する謹責処分を取り消さなくてはならない。

この地労委命令は、はげしい分裂攻撃と第一組合員には残業させないなど差別待遇で苦しめられていた組合員をこの上なく勇気づけ、苦しい闘いもこれで一段落したかと心からの喜びと安らぎを与えた。

津守工場でも、淀川工場でも、命令の出た六月一日以後は笑いが職場にみなぎっていた。六月九日の地労委命令を処理するための団体交渉は、上田清太郎社長も団交の席にあらわれ、「地労委命

令にそつて処理します。いま金策についてアサノと接渉中なので、二、三日時間をかして下さい」と争議解決の姿勢でのぞんでいた。その日、第一組合員の残業停止がとかれ、委員長以下七名の解雇も撤回された。

「オイ、喜楽別館を貸り切って、祝いをしよう」「ウンやろう、やろう」という会話は従業員の寄場にも、風呂場でも本気でささやかれていた。

全自運を脱退し、第二、第三、第四……第七組合に行つた人々は、「俺たちをだましやがった」とアサノに抗議を続けていた。またこの頃、第二、第三組合より全自運に復帰したものが二十名ほどあつた。委員長など八名の解雇も撤回された。

### あらたなアサノの 策動と社長の自殺

しかし、事は逆の方に向に進んでいた。その後、上田社長は「バッケペイに要する資金についてはアサノと折衝しているがうまくいかない、一度日本セメント大阪工

場の山下という総勝課長と会つてくれ」と組合に申入れてきた。組合はそれは会社内部のことであるで蹴つた。六月十四日午後の団交には会社は出て来なかつた。翌日午後、会社側弁護人色川法律事務所近くの喫茶店でやうと社長らに会うことができた。

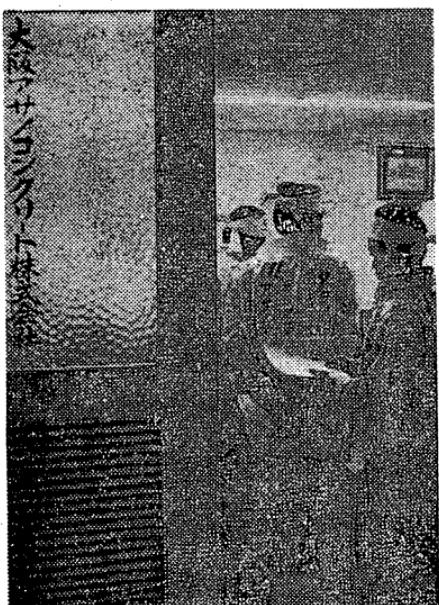
上田社長のいには「山下が昨日東京に行って

日は徹夜をしてでも問題の解決をする」と。さらに十六日午後二時から団交をおこなう約束をして双方が別れたのであつたが、その日の午後、上田社長は国電立花駅で飛込み自殺をとげたのである。

あとで判つた事実によると、六月一日の地労委命令が出された翌日、アサノの中川専務の家に上田社長はじめ関扇社経営者は行き、事情を報告している。中川は地労委の裁定は受ける方向で処理せよ、但し、アサノは関扇の経営陣は退陣することを命じた。

ところが、二、三日するとアサノの態度がころりとかわり、「今日までの発言は中川個人の意見である」といつたり、「和解の線を見出せ」といつたり、十一日には、日本セメントの山下という課長が、一切の処理をすることになった。

十三日は日曜日であつたけれど上田社長は、山下に連絡したところ、十四日の朝から東京の日本セメント本社に行き十五日に帰つてることになつ



ていた。上田社長は、この男に大きな期待をかけていた。

十五日の晩、十時から十二時まで上田社長をはじめ関扇重役は山下とアベノのあるところで会談した。しかし、山下はそつけなく「関扇の問題は関扇で処理せよ」と突きはなした。上田社長は非常に力を落としたが、「もう一度中川に会う」と、翌十六日、上田社長と、全重役はアサノ社にのりこんだ。藤田という部長がいたが「そんな約束は知らない」と一蹴された。上田社長は「たん関扇社にもどる以外になかった。その日、関扇の吉

この話は、警察あがりの吉政と高森が、六月二十二日の団体交渉で組合の前に暴露した。組合破壊の手先になり下がっていた者自身が言つたことにしては、眞実かと疑つてみたが、ほほ真違ない。

アサノ社と、日本セメントはもう役に立たなくなつた関扇運輸の重役連を、六月一日以来、煙にまきながら関扇運輸そのものの「ぶつぶつ」を準備していたことも明らかになつた。

昭和四十年六月十七日の上田社長自殺の報は組合員に新たな緊張を呼びおこした。

「おい、新聞みたかい」「うん、けしからんことを書いとる、まるで組合が社長を殺したようになぜ自殺しよったんやろ」「会社はどうなるんだろう」「悪いのはアサノだ」と不安や憤りをぶちまけ、「闘いは今からだ」と決意をかためて坐り込むのだ」ととりまきがとめるのをふりきつて出て行つた。上田社長は、その晩自殺をとげたのであつた。

H君は「俺のところは母親が心臓を病んでいたが、残業停止をやられ薬が買えなくなり死なして



「しもうた」とアサノに殺されたのは老社長だけではないと憎しみをこらえて語っていた。

上田社長の死は、「合理化」という美名のもとに独占資本が罪なきものをいためつけ、死に追いかむきわめて冷酷なものであることを教えた。また、独占への系列、下請などによつて子会社をがんじがらめにする資本主義の支配機構をみずから暴露するものであった。

# 警察、裁判所は誰の味方か

## 「破産」という名の組合つぶし

破産はアサノの仕組んだ芝居

昭和四十年六月二十三日、関扇社は大阪地方裁判所に対して「自己破産」

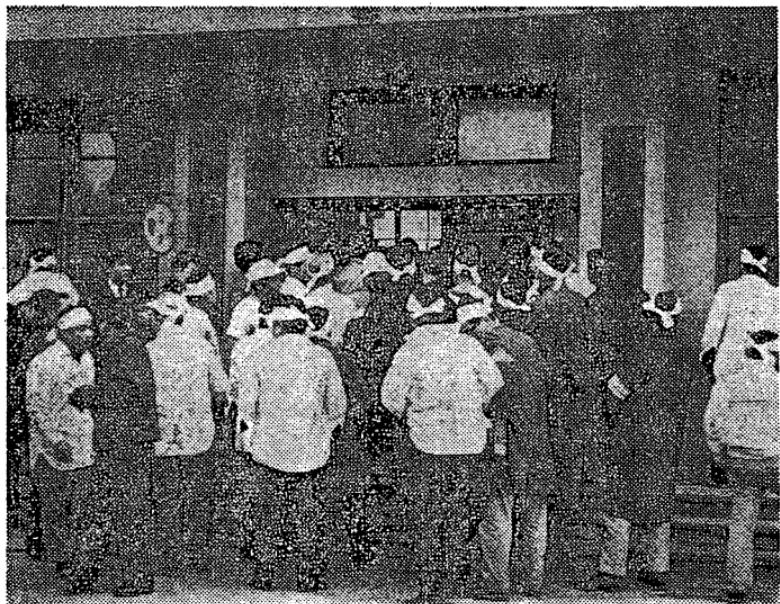
しかし、事実上事業所は閉鎖され、仕事はなくなり、賃金支払いはストップしてしまった。吉政高森など重役は姿をくらました。

「の申立てをした。これは労働者に支払うべき一千数百万円の債権をふみにじり、関扇運輸そのものをつぶして組合の破壊をねらうアサノの新たな組合破壊攻撃の手であった。

一方、検察庁は、組合副委員長岩男是命、執行委員藤原重利を「不法侵入」「建造物損壊」とデッキ上げ起訴した。

これらの会社と警察、検察の攻撃に反撃を加えながら、七月五日、寺沢委員長以下八名の組合員の解雇は無効とする大阪地裁の判決を得た。

組合の闘いは新しい段階に入った。アサノを相手に不当労働行為の申請をなした。「破産申請は関扇運輸の名で行なわれているが、関扇社は、その歴史的経過からして、また実際上の関係からもアサノ社の運輸部門であり、実質的にアサノ社そのものである。関扇運輸としてなしてきた不当労働行為はアサノ社の命令指示のもとで行なわれたものでアサノ社は、それをおおいからずために関扇の破産を申請したものである」という趣旨のものであった。

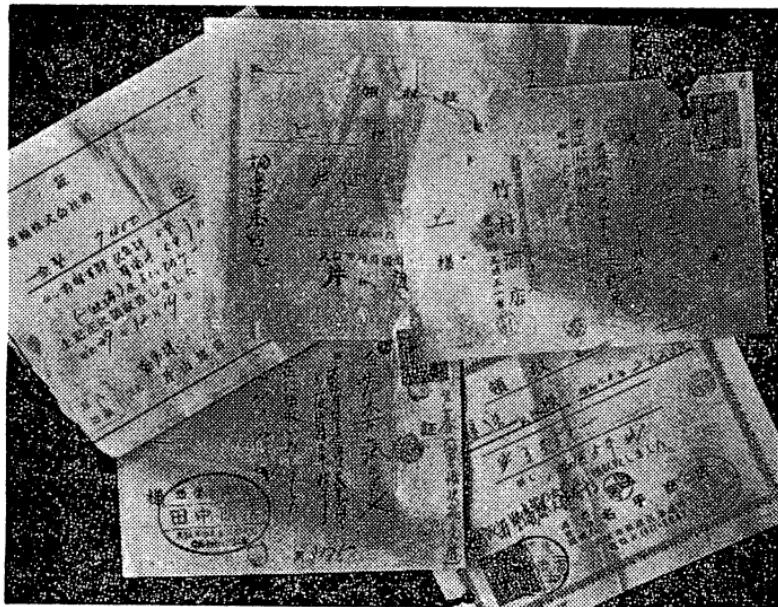


また組合は、ミキサー車八十四台を仮差押えすることに成功した。

そして組合員は、全員失業保険をとつて、生活資金に当て、連日裁判所に押しかけ、『破産申請』を却下するよう要求した。しかし昭和四十年十月、組合の努力にもかかわらず「破産宣告」をうけるに至った。「宣告」の出た翌朝、アサノ社は大阪府警機動隊を大量に津守工場に動員して、恩加島運輸の手で作業をはじめた。

組合は挑発をさけ、支援団体の応援を得て連日、梅田の日本セメントとアサノ社に抗議行動を起こした。

『破産宣告』はでたけれど、組合員みんな債権者であり、その有力な債権者の組合が「仕事をさせろ」「企業再開しろ」と破産管財人に要求しているので、実際上破産債務をすすめることはできない。



## 淡路警察所長らを告発

こうした闘いを  
すすめる一方、組

## 警察と会社のみにくい 関係バクロ

乗り出し、多数の  
合は、組合弾圧に

組合員を逮捕した淡路警察署長らと関扇運輸の結  
託を具体的な証拠をあげて収賄事件として暴露し  
た。

警察と会社が酒食を共にした料理店の領収書、  
会社から淡路警察署長や警備係、交通係などに贈  
られた贈呈品の目録、警察が職場に入つてビラは  
がしをしたときの慰労会の領収書など、警察への  
贈り物や接待に関する証拠が三十数点発覚した。

組合はただちにこれを新聞記者団に示し、大阪  
総評、全自運大阪地本、全自運関扇運輸支部の連  
名で淡路警察署長らを検察庁に告発した。

約一ヶ月後、検察庁より「不起訴処分とする」  
と一枚のハガキが組合にきた。このような官憲の  
収賄事件を検察庁はにぎりつぶしてしまった。か  
れらの正体はますます明らかになってきた。しか

も関扇の労働者が、資本家の不当労働行為の数々、とりわけ解雇や組合破壊の不法行為に対抗しておこなった、組合として当然の日常的な活動である「ピラはり」に対し、多数の警察、機動隊まで動員し、家宅捜索、逮捕まで強行し、検察庁は二名を起訴した。

このように、警察、検察、裁判所の結託の事実は、組合員にこの上ない憎しみを燃えたたせ、國家権力の本質が何であるか、労働者を苦しめている敵階級の支配がどのように形づくられているか、組合員はそれを肌に感じるのだった。闘いのはじまつた一年前の組合員は、この短い間に階級的に自覚された労働者に質的に変つていた。

**たたかう労働者の先頭にたつて**  
當時、大阪市内には、大建被服、上田家具、ベルマン化粧品など数十の争議団が闘い続けている。企業倒産は戦後最高になり、新しい争議

組合も生まれてくる。合理化は全産業にくわえられ、分裂、組合破壊、警察権力の弾圧などがいたるところで発生していた。全自運でも阪神急行、石川定期、中越陸運の仲間が闘っていた。問題が起こつた現場には必ずしも関扇の労働者がおもむいて共に闘つた。関扇は大阪の闘う労働者の先頭に立つていたのだ。

昭和四十一年の正月は、組合財政のなかより五千円のボーナスがでた。闘いがはじまつて二回目の正月を歯をくいしばつてすごさねばならないが、みんなの表情はすこぶる明るかつた。どこの職場に行つても、どんな集会に行つても、みんなは自分たちの闘いの正しさを確信をもつて話すことができた。合理化攻撃をうけて自信をなくしそうになつた労働者に「俺たちもはじめは、不安でたまらなかつた、しかし、いまでは資本家でも警察でも、裁判所でも恐いものなしや」「闘う中から道がひらけるものだ、こんなに太つてやるやろ」と逆に職場ではたらく労働者を闘いの方向をさ

し示し、オルグが出来るようになった。

関扇運輸支部へのアサノの組合破壊攻撃以後、

他社生コン運輸の経営者は「闘えば関扇みたいになるぞ」と合理化反対に立ちあがらうとする労働者への思想攻撃を強めてきたため、一時は大阪生コン共闘の統一闘争は組めなくなつた。これに乗じて大阪生コンの三生運送の経営者は希望退職をつのり人員整理をやつてきた。小野田レミコンの東海運では、過去数年間の闘いで勝ちとつた労働組合の既得権や諸協定を一方的に破棄し、賃金を切りさげ、「三回遅刻、早退があれば一日欠勤などといふ無茶苦茶な条件を組合におしつけた。しかし闘いの火はふたたびもえあがつってきた。

「関扇のように闘おう」とひろがる支援と共に  
関扇運輸労働者の闘いの意義は、このようなく理解されるようになつてきた。

春闘の中で全自運は、争議支部支援の二時間の連帯ストライキを成功させた。

三生、東海運の労働者は「関扇仲の間のよう闘おう」を相言葉にして合理化反対闘争や賃上げ闘争に立ちあがつた。関扇のような長期争議を恐れるのは、むしろ資本家の方であることをつかんだからであつた。

# 生活を守るたたかい

收入の道はとざされたが

二月になると  
失業保険がきれ  
る。職場では「失業保険が切れたらどうしよう」と  
しんけんな討議がはじまつた。

「いままでは少しあはくわえもあつたが、家計  
は底をついた、女房が毎日泣いているんだ」とI  
君は家庭のありのままの姿をさらけだした。家庭  
の問題はみんな同じだった。「家族が病気だ」「  
女房がお産をする」という仲間もあつた。しかし  
だからといって闘いをやめるわけにはいかなかつ  
た。アサノは俺たちの失業保険が切れるのを待つ  
てはいる、保険が切れたら散つてしまふだろうと。

「めしが先か、闘いが先か」しんけんに討論は  
深められた。また、先進的な争議団の経験を学ぶ  
ために代表をあちこちに送つた。「闘いの中で生



活の道をきりひらく」方針がうちだされた。

「生活保護」はどうだと、提案がでてきた。「ほんまに取れるんか」と疑問もだされたが月々わずかであるが、定まった収入を得る唯一つの方法だった。しかし「生活保護までとつて闘うのか」と家庭の反撃はみえている。このことは家族にも理解してもらう必要があった。

闘いもすでに五百日を経過していた。地労委でも不当労働行為の救済命令を勝ちとった。寺沢委員長など九名の解雇についても大阪地裁は解雇無効と判決した。警察の弾圧に対しても、会社と警察の贈収賄の事実をあばいて反撃を加えた。アサノは「破産宣告」で組合をほおり出そうとしているが、車輌七十四台、関扇の事務所などの建物は組合が事実上差押え管理している。

そしていま、大阪地労委に対し、「アサノコンクリート株式会社が不当労働行為の張本人である。すみやかに関扇支部の組合員に仕事をさすべく企業を再開せよ、不当労働行為によつて失つた

賃金支払」を求め救済の申立てをしていた。

このような、重大な闘いの段階をむかえ、いまさら闘いを放棄することができない結論であつた。

では、生活保護はどうしたらとれるのか、資格があるのか、どんな手続きが要るのか、知らないことばかりであった。

津守と淀川の両職場から「生活保護担当者」を選出し活動を開始した。まず「生活と健康を守る会」に相談した。

「そう簡単にはとれませんよ」一人一人がてつていして権利意識をもたなければ簡単にいかないということである。

組合員の中にさえ「生活保護なんて、恥かしい、親族からもどうみられるか……」と、この方法に抵抗を感じている人もある。

組合はまた学習をやりなおした。しかし、努力にもかかわらず、津守と淀川で十名近くの組合員が、この問題の最中に闘いを放棄して去つていつ

## ベトコンの戦術に学ぶ

た。

して闘いをすすめていこうとする組合員四十人は民生委員、福祉事務所、区役所、市庁、府庁などの民生機関に連日おしあげ、「俺たちの生活をどうしてくれるんだ」と生活保護の適用をせまつた。しかし、「生活と健康を守る会」の事務局の人々が言つた通り、お役所は簡単に適用を許さなかつた。

「君たちのような立派な体格をして働く能力のある人に生活保護法は適用できません」というのである。

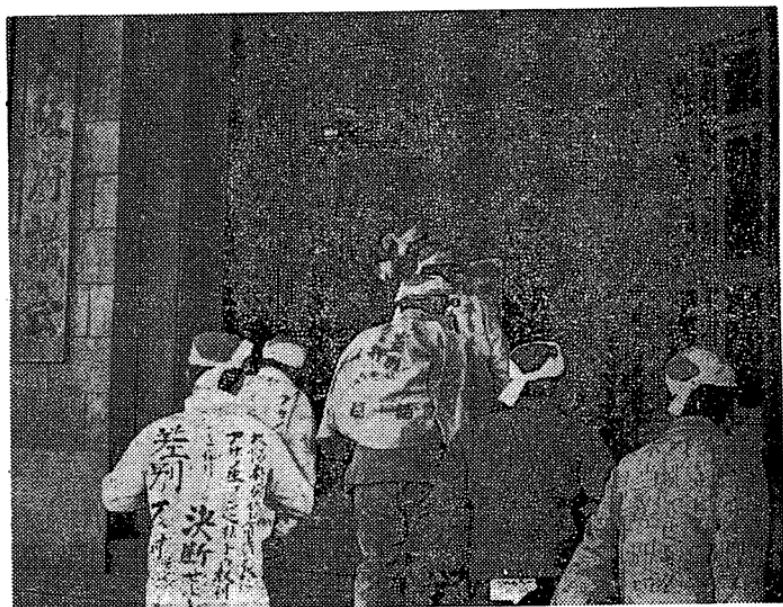
「君たち働く意志があるんですか」

「もちろん、働く意志をもつていてる」

「働く意志があれば、アンコでも、街のくずひろいでもやつたらいいぢやないか」

「俺たちは、アサノに対し企業を再開して就労を要求しているのだ、所長（福祉所長）！あんたは俺たちによそに行つて働けといつてはいるが、

しかし、断固と



アサノに肩をもつ氣か！俺たちは……」と怒りのこもった抗議をつづけた。そして今日も明日も、その次の日も、何十回となく足を運んだ。

### 生活保護をかちとる

生活保護法適用の

闘いは容易でなかつた。それこそ「自分をかえ、家族をかえ、親類をかえ」屈することない意志で役所に立ちむかわねばならなかつた。

「俺たちの闘いはベトコンと同じだ、敵の武器をこちらのものにして闘うんだ、いわば敵の手中にある資金をわれわれの生活資金にしての闘いだ」と生活確保の闘いを総括するのであつた。

また、このたたかいの中で組合は細心の注意をはらい、家族に理解してもらうための家族会、家庭訪問、さらには子供が学校で、みじめさや、ひけめを感じることなく勉強できるように日教組を通じ先生方にもお願ひに歩いた。

こうして、家族のある組合員は、生活保護を適用させることに成功した。

# アメリカのベトナム侵略反対、憲法改悪反対、佐藤内閣打倒、 軍服は売らない 洋服相談所 さとうテーラー

TEL 692-4660・7988

大阪市阿倍野区住吉町1979の2 佐藤 守

# 闘いの教訓とこれからのかたたかい

## 不当労働行為の

張本人はアサノ

関扇の闘いは、まさに  
これからが本番である。

十一月十四日、アサノを  
相手とした地労委の不当労働行為事件第一回審問  
がはじまった。

アサノを地労委にひっぱり出すまで、およそ一  
年間の月日を要した。

「使用者でないアサノは不当労働行為の相手と  
はならない」という地労委の使用者側委員の猛れ  
つな反対に会い、審査委員が右往左往したからで  
あつた。

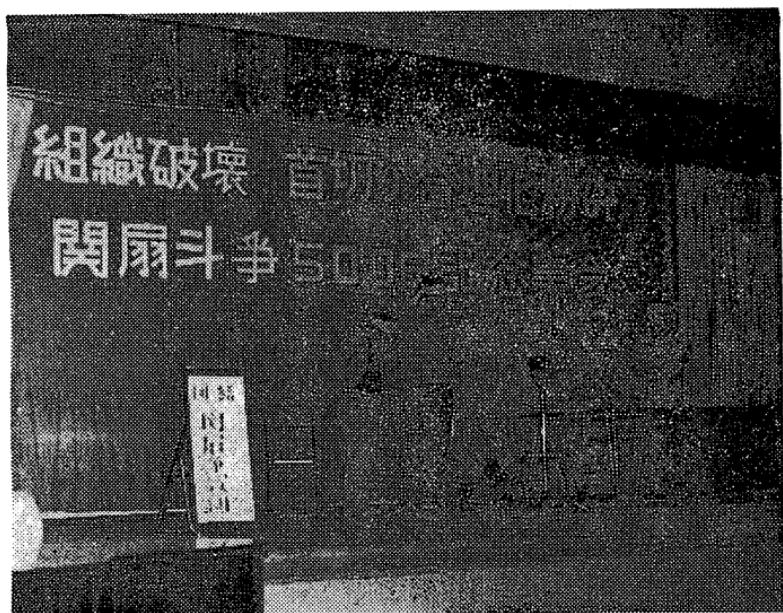
関扇という会社は、形式的にはアサノ社とは別  
会社であるが、その実質はアサノの運輸部門であ  
ることは、資本金の構成や、作業上の指揮命令系  
統からも明らかであり、とくに全自運関扇支部の  
長、代理人弁護士、補佐人全自運大阪地方本部役

破壊工作にはアサノが直接干与していた。

しかし、経営者団体はこれに反対し地労委に圧  
力を加え、大阪地方労働委員会はじまって以来の  
論議をかもした、いや動搖をきたした。地労委総  
会のたびに組合は支援を全自運各支部や争議団に  
要請して地労委に抗議をつづけた。

地労委は、あまりにも明らかなアサノの不当労  
働行為を審問を開かずに葬り去ることができず、  
「審問は行なうが非公開にする」ときめ、審問出  
席者を代理人弁護士一名と補佐人三名に限定する  
とした。

組合は、小林弁護人ら弁護士、知識人の協力を  
得て、昭和四十一年五月十一日付でなした「審問  
は非公開にする」申立人側出席者を「支部委員



員など六名に制限する」旨の決議を無条件で取消すべきだと抗議した。

裁判の公開は、戦前の絶対主義天皇制、軍国主義下においても容易に放棄されることは出来なかつた大原則だからだつた。

地労委は、全大阪二百数十団体の連署をたずさえた闘争団の抗議によつてこれを取消さざるを得なかつたのだつた。

闘争の闘いは、労働者の無限のたたかいのエネルギーをいかんなく示し、合理化攻撃と闘う多くの労働者にはげましをあたえた。

また闘争の労働者の闘いは、どんな困難な問題さしむかつても、本気でやる気になれば不可能なものはないことを実践的に一つ一つ証明してきた。

地労委での闘いは、いまだ例のない、親会社を相手とした不当労働行為救済の闘いであり、独占資本の支配機構をばくろする闘いであり、中小企業労働者の闘いの方向を示すものである。それだ

けに独占資本の圧力は強いものになり、樂觀は決して許されないし、これを闘いの足場としてアサ

ノの罪状をあばき、アサノを政治的に包囲し、企業再開をめざすものである。

支部で発行している「関扇支部ニュース」は関扇の労働者の『闘いの教訓』を非常に簡結に表言している。

「私たち関扇支部は、昭和三十九年十月以来、合理化反対の闘いの中で、分裂、差別、解雇、権力の介入、弾圧などの資本の攻撃でさまざまな経験と教訓を学ぶことができた。

この闘いに突入する以前、わたしたちは、現在の憲法、法律は人民の幸福、人間として基本的権利を保障し、かつ公平に取扱われるものと解釈していました。

しかし、この闘いの中で私たちの考え方や願いは、ことごとく裏切られ、法律というものは、人民をごまかす表面だけの飾りであり、独占資本が人民を支配する道具にすぎないことがわかりまし

た。

そして國家権力である警察、裁判所、軍隊が誰のもので何のためにあるかをつかむことができ、資本主義のからくりを身をもって学ぶことができました。

労働者は、最初はただ自分たちの生活と権利を守ることから闘いに立ちます。実際の中から階級的な自覚をもつようになると、必らず資本家は警察権力をつかって弾圧にのりだします。また、自分たちの非常に当たり前の要求を無茶苦茶にふみにじってくる資本家と警察が一体となつてくるとき、われわれの階級的自覚はさらに高いものとなります。

さいきんの国家権力の反動化と、アメリカのベトナム侵略と、それに積極的に加担している佐藤自民党の軍国主義復活の政策はきりはなせないものです。」と結んでいます。

全自運関扇運輸支部の八〇〇日に  
わたる不屈のたたかいに榮あれ  
今後の御健闘を祈る。

大阪府門真市下馬伏 887

**東洋薬品研究所一同**

# みなぎる決意 よせられる支持と共闘

関扇のたたかいを前進させる力はなによりも、いまなおたたかい続ける  
関扇労働者の不屈の抵抗精神だ。

さらに、私心のない弁護団の援助と夫や息子の正しさを信じて家庭生活  
をささえる家族、また「合理化」攻撃の嵐のなかで共通の敵とたたかう仲  
間たちだ。



# 親会社アサノの不当労働行為

## 関扇闘争の重要な意義



弁護士 小林保夫

### はじめに

全自運関扇運輸支部ーそれは、企業倒産とのたたかいをすでに二年以上の長期にわたり、団結と連帶の思想に依拠して、資本と権力の一体となつた攻撃をはねかえしながら模範的にたたかっている労働組合として広く知られ、そのたたかいは多くの労働者、労働組合にとって大きなはげましとなっています。

支部のたたかいの特徴のひとつは、たたかいの

直接の相手方が誰かという点にあります。関扇運輸支部の労働者の形式上、直接の「使用者」は、関扇運輸株式会社でした。しか、この会社は、その親会社である大阪アサノコンクリート株式会社によってつぶされてしまい、現在は破産会社になっています。そこで関扇運輸支部の労働者が大阪アサノに対して関扇運輸倒産の責任を追求し、仕事と生活の保障を求めてたたかいをはじめたのは、全く当然だし、正当なものでした。

ここでわたくしが述べようとするのは、支部の大坂アサノを相手方とする地労委におけるたかいの状況と意義に関するものです。

### 大阪アサノによる組合攻撃

大阪アサノは、日本セメントの系列にあり、生コンクリートの製造、販売を営む会社です。関扇運輸は、約100台の運搬車と約130名の従業員を使って、大阪アサノの生コンクリートを専属的に運送していました。

関扇運輸は、もとは大阪アサノの運送部門だったのでですが、労働組合対策と人件費の節減を意図して、これを切離し、形式上独立の運送会社の体裁をとらせました。

しかし、関扇運輸の株式は、ほとんど大阪アサノの関係者が握っており、社屋などの設備も、大坂アサノから借り受け、仕事も経営資金も全て大阪アサノに依存していました。

そのため、大阪アサノは、役員人事、経営方針、労務管理など、経営の全般にわたって関扇運

輸を支配することが出来たし、実際、関扇運輸として大阪アサノの意にそむいては何も出来ない状態でした。  
まさに、大阪アサノは、関扇運輸に対して生殺与奪の剣を握っていたものということが出来ます。

昭和三十九年六月、大阪アサノは、関扇運輸に對し、労働強化、人件費の削減一人員整理を内容とする「合理化」を強要し、「合理化」の達成と組合破かいのためにもと曾根崎署の警備係長を労務係に迎え、じつに第二から第五に至る御用組合をつくり、當時警察官をはいかいさせ、組合幹部八名を解雇し、ビラ貼りに対し不當な弾圧を行いました。しかし、労働組合は、断固としてこのような攻撃をはね返し、人員整理や労働条件の切下げを許しませんでした。地労委や裁判所も、不当労働行為の救済を求める労働組合の申立を認めざ

るを得ませんでした。

そこで、大阪アサノは、ついに関扇運輸をつぶして、労働組合を破かにする挙に出たのです。

大阪アサノは地労委命令の履行に關し、関扇運輸から資金援助を要請されたのに対して、これを拒み、関扇運輸の代表者上田清太郎を自殺に追い込み、同時に、関扇に対する一別の仕事と資金の供給を停止してしまいました。

そして関扇運輸会社に自己破産の申立を行わせたのです。

#### 親会社の下当労働行為は救済

#### されないか、親会社の不当労働行為は見逃されている。

これまでのところ、労働者あるいは労働組合が、形式上直接の使用者とされる者以外の、たとえば、親会社であるとか、資金や原材料の供給先であるとか、あるいは日経連のような資本家団体であるとかを相手方として、彼らが、直接みずから、あるいは、使用者に圧力をかけて使用者の手

によつてあるいは使用者と一緒になつて、不当労働行為を行つたとして、地方労働委員会に救済申請を行う例はほとんどなく、かかる例について命が出された例は全くありません。

このように、使用者以外の者による不当労働行為を第三者の不当労働行為といつています。しかし、従来の考え方では、地方労働委員会に不当労働行為として申立を行い、救済命令を求めうる相手方は、直接の使用者に限られるとされていました。労働組合法第七条には「使用者は。左の各号に掲げる行為をしてはならない」と規定して不当労働行為を禁じていますが、この場合の「使用者」は、雇傭契約の当事者、つまり形式上直接の使用者とされる者と解され、前に述べたような親会社などは含まれないというのがその理由でした。このような考え方によれば、親会社などが直接あるいは使用者と一体となつて不当労働行為を行つた場合に地方労働委員会に申立て、救済命令を得ることは出来ないことになり、親会社などによ

る組合攻撃は、野放団に行われても法的な責任追求の道がないことになります。このような考え方によれば、

関扇運輸支部の場合、大阪アサノを相手方として不当労働行為について救済の申立を行い、命令を得ることが出来ないことになり、不当労働行為制度は関扇運輸支部にとっては、なんの保障にもならないわけです。

独占資本主義の進展は、すべての企業を株式、

資金、人事、仕事などを通じて、系列の網の目の中に組入れてしまっています。とくに中小、零細企業は、親会社、優位の取引先、銀行、資本家団体などによって、がんじがらめにされています。日本の労働者の非常に多くの部分は、このような中小、零細企業のなかで働いています。

そこで、たとえば、労働者が、労働組合を結成し、活発な組合活動を行い、頑強なたたかいを行う場合、直接の「使用者」のみでなく、親会社その他が、直接あるいは「使用者」と一体となつて

攻撃を行うのが通例です。

もし、「使用者」を前に述べたように考えればこれらの場合、労働者、労働組合は、これらの攻撃について不当行為として救済を受けることが出来ないわけです。

こうしてこれまでのところ、このような攻撃は、不当労働行為としての救済手続からは全く放棄されていたのです。

### 大阪アサノに対する 地労委でのたたかい

関扇運輸支部は当然大阪アサノに対し、自分たちから仕事と生活を奪った責任を追求し、仕事と生活を保障させるためにたたかいを進めました。

支部は、裁判所、地労委などの機関がたたかいに對して持つ意義と限界について、過大な期待をかけたり、又、無視したりする誤りに陥ることなく正しい位置付けを行いました。

そして、地労委においても大阪アサノに対しても、その不当労働行為責任を追求するため、昭和四

十年十月十九日、大阪アサノを相手方として大阪地労委に對して救済の申立をしたのです。

支部は、申立を行う前に、いろいろ検討するなかで、すでに述べたような「使用者」についての考え方を知りましたが、躊躇するわけには行きませんでした。

大阪アサノを相手にする外なかつたし、又、大阪アサノが労働者から仕事と生活を奪った責任を見逃しておくことは出来ませんでした。

支部の考え方は、雇傭契約上の「使用者」と、不当労働行為制度上の「使用者」とは、必ずしも同一でなくとも良いこと、不当労働行為制度上の「使用者」は、労働者の労働条件など労働関係に支配力ないし影響力を及ぼしうる地位にある者と解すべきであること。そして、このよきな地位にある者が、組合攻撃＝不当労働行為に直接、間接に関与した場合には、その結果について責任を負うべきことを主たる内容とするものでした（このような考え方については、関西大学の岸井貞男先

生がつとに強調されておるところであり、私達も多くの先生の考え方によられていました。）この考え方によれば、大阪アサノは、関扇運輸とすでに述べたような支配、従属関係にある以上、まさしく不当労働行為の当事者として、救済申立の相手方にならなければならぬし、又、すでに述べたような組合攻撃について責任を負わなければならぬことになります。

当然予想されたことですが、このような考え方にもとづく申立に對して、大阪アサノは從来の考え方をたてに「大阪アサノは『使用者』でないから手続の当事者となることが出来ず、又、命令の相手方となることが出来ない、申立を却下すべきである」として強く反対しました。そして、この事件は、単に一企業の問題ではなく、広く多くの企業の共通の利害にかかわる重大な問題として受けとめていることを明らかにしています。

地労委は、当初從来の考え方とられ、このような申立を受理し、手續を進めるることを躊躇し

ていました。が、支部やこれを支援する多くの労働者のうつたえの前に、申立の正当性を認めざるを得ず、これを受理し、調査を行い、審問に付することとしました。

ところが、大阪アサノは、地労委のこのような態度をみて、手続の進行を妨害するために、ことごとに卑劣な手段に訴えました。たとえば、従来の慣例で省略されていた審問開始決定通知書が送られないとか、法の規定に明らかに反する異議の申立を行うとか、又あるいは、支部の申請にかかる、大阪アサノに勤務する証人を虚偽の理由をもうけて出頭させないとか、当事者の約束にもかかわらず期日に出頭せず無駄にしてしまうとかです。

やむをえず、担当審査委員より、地労委公益委員会に対し、証人の強制呼出を行うよう申立てたところ、大阪アサノ、使用者側委員は強くこれに反対し、地労委総会においては、「任意に出頭するよう更に努力してみる」などの口実をもうけ

て、強制呼出を行うことを回避する決定が行われました。

のみならず、大阪アサノ、使用者側委員などは、証人の不出頭、手続の遅延があたかも申立人である支部の責任であるかのごとく、事実を歪曲し、組合員の傍聴を禁止するという前代未聞のフussion的な決定を行わせたのです。

その後、これにふん激した支部や多くの労働組合、民主団体の抗議によつて、かかる決定を取り消させることができました。

しかし、地労委は相変らず、証人の強制呼出を行うことを避け、速かに審問を行おうとしません。

そして、最近では、大阪アサノ、使用者側委員などによつて、審問開始決定を取り消し、ふたたび調査に戻そうとする策動さえ行われています。

## おわりに

関扇運輸支部の地労委におけるたたかいは、支部にとって仕事と生活を取り戻すたたかいとして重大であるのみならず、多くの労働者、労働組合にとって親会社などの不当労働行為から救済されるかどうかという問題としてきわめて重大な利害にかかわるものです。相手方である大阪アサノも、一企業をこえた重大な問題であることを資本の立場から見抜き、それゆえに、必死に妨害や抵抗を行っています。

たたかいは、必ず勝利させなければなりません。

そして、このたたかいの勝利は、全くどれだけ多くの労働者、労働組合が、このたたかいを自身のたたかいとしてとらえ、結集出来るかにかかりています。

菓子問屋

永田商店

大阪市阿倍野区松出通り TEL 661-0505

店主 永田秀夫

# 「ビラはり」を理由に

## 露骨な弾圧



関扇刑事弾圧事件  
主任弁護人

井 関 和 彦

大阪地方裁判所刑事第三部で、検察官から起訴され、審理されているのは、昭和四十年一月一日元旦において、職場に、ビラを貼ったという事実である。この事実が、住居侵入、暴力行為等処罰に関する法律違反だというのである。

このように聞かされたら誰れしも頭をかしげるだろう。何故住居侵入になるのか、何故暴力行為になるのか。

昭和四十年一月一日と言えば、その前年、十月

十七日、関扇運輸株式会社は、親会社である大阪アサノコンクリートの指揮によって組合つぶしの第一弾として、第一組合員に対してのみ残業停止を行ない、賃金を一挙に半減させて、糧道を絶つ戰術をとった。更にチェックオフの一方的廃止、処分の濫発、第二、第三組合の結成工作、津守営業所においては西成警察を、淀川営業所においては、淡路警察と通謀し、私服、武装警官を導入して威圧し、等々数かぎりのない組合弾圧、不当労

働行為を重ねて來たのである。年末に至つては第二組合員にはボーナスの裏金一人当たり一万七千円余を支給するなど差別取扱いを強化する一方、第一組合に對しては公然と執行部を否認し、一切の団体交渉に応ぜず、組合員を困窮のうちに、倒れるにまかせていたのである。

このような状態で正月を迎えることとなつた。

組合としては新らしい年を一層強い團結によつて迎え、会社の反省を促す目的でビラ貼りを決定し、人々が家々で暖かくおととを祝つていているとき、やむにやまれぬ活動としてビラ貼りを実行したのである。

これは正当な組合活動でなくてなんであろう。いずれ判決が、また歴史がそれを証明するだろう。

止まるものではない。

後に閔扇が、アサノの指示により倒産、破産したとき偶々組合の手に入つた会社の領収証等から、昭和三十九年年末から翌年四月頃にかけて淡路警察署警備の警察官連中は、会社から酒食の提

供をうけて、現場検証し、ビラはぎをやり、組合事務所を捜索し、組合員を逮捕したことが判明しあた手で起訴が出来るのか、訟訴は直ちに棄却すべきだとの闘いから始まつた。

公判闘争は、先ずこのようなきたならしい汚れた廷にみにくくさらけだされている。

検事の釈明にも云うように「正々堂々と胸を張つて、自分達の職場に入り」ビラを貼つたことは、無罪以外にありえない。

ビラ貼りの弾圧は政治的危機をいかに回避しようかとの反動派連中のあがきである。これを正しく勝利することは、一労働組合、一被告人にのみ

被告団、弁護団の意氣はさかんである。更にこの闘いをひろめて抵抗を力強く組織されるならば、相手方に致命的打撃を与えるだろう。

# 犯 罪 人 と な る の は

## 会 社、 警 察、 檢 察 官 だ！

岩 男 是 命

次の文は、全自運関扇運輸支部にくわえ

た。

られた警察権力の弾圧によって、「起訴」された副委員長岩男氏の、昭和四十年十一月六日、第二回公判における、怒りの陳述です。

「ビルはりは従来より組合活動の一環としておこなってきたし、もちろん今回のような、わたしたち労働者の基本的権利をおかす資本家の暴挙にあえて抵抗を示したものであります。

裁判長！  
第一回の公判において、検察官はわれわれに対する起訴事実として「建造物損壊を目的に会社の建物に不法に侵入しビルをはつた」と述べまし

現在、佐藤自民党内閣のもとで「高度経済成長」政策は破タンし、独占資本は、中小企業と労働者の犠牲のうえに、搾取と収奪をさらに強化し、合理化をおしすすめ、その結果、労働者の生活は

破壊され、労働災害は増大しております。

一方、政府はアメリカのベトナム侵略に積極的に加担し、また日本の軍国主義、帝国主義復活強化にやつきになっています。

そして、これらの反動的政策のもとで、合理化労働強化、重税、諸物価の値上げに反対し、働くものの基本的権利を守りたたかっている人たちに對して、独占資本と警察、検察は一体となつて弾圧をくわえ、いま、私たちと多くの働く仲間とその家族が苦しい闘いを続けています。

この一連の弾圧政策のなかで、私たちの職場にも、昨年はじめより計画的な労働組合破壊がおこなわれきました。

親会社アサノ、さらにその上にある独占日本セメントは、みずから招いた過剰設備投資の困難と、不況のなみをきりぬけるため、下請関扇社に合理化を指示し、「不当労働行為」のかずかずを重ねました。

会社は、元曾根崎警察署にいた吉政新一を労務

部長に雇い、その輩下に労組破壊を職業にしている、元大阪府警の高森を用い人間性を無視し強圧を加え、労働者を差別し、分裂策動をおこない、第一組合員には、平常の賃金の半分にまでおさえ生活を圧迫してきました。

そして会社の言うことをきく労働者には、酒食でもてなしながら、おどしと強迫、ムチとアメの政策で組合の切りくずしをおこなつてきたのです。一瞬のうちに家庭生活は闇とかえさせられました。

裁判長！

このような会社の不法行為にたいし「差別をなしけ」と抗議行動をすると、会社は「威力業務妨害」だといい、制、私服警察、はては機動隊まで動員し、われわれ労働者を弾圧したものです。

仲間のなかには、差別によつて賃金が半減し生活は苦しくなり、病気の母を医者にもかけることができず死なせた人、また子供が産まれたが、心配のあまり乳も出ず、生まれたばかりの赤ん坊に

カユを飲ませて育てた人、また、生活の圧迫のかで夫婦別れをする人もありました。

生活は破壊され、権利が奪われていくのを労働組合がじつと指をくわえてみているわけにはいきません。

私たちは、なんとか会社に反省をもとめるため、またこのような不当な攻撃を市民のみなさんに訴えるため、正月にビラをはることを組合で決議し、日本中の人が正月を祝っているとき、わたしたちはビラはり活動をやったのです。

しかし、会社は反省するどころか、警察を職場に入れ、毎日のように、約三ヶ月間にわたって、闘う労働者に威圧を加えてきました。その間、会社は警察に酒食のもてなしをやり、まさに会社の私物になりきがっていたのです。

さらに二月には、組合事務所の捜査、任意出頭、家庭にまできていやがらせをし、三月五日より六日にかけて七名の組合員を逮捕しました。

警察、検察は取調べにあたって、「ビラはり」

については、形式的に調べ、あとは組合の脱退工作、たとえば「今のは将来性がない」「組合の一部幹部にあやつられている」「就職の世話をしてやろう」「君は社会党か共産党か、党員はいるのか」など争議に關係のない思想調査までおこなってきたのであります。

昭和四十年六月、大阪地方労働委員会より、不当労働行為救済命令で私たちの正当性は明らかになつた矢先、アサノの要請によつて大阪府警は機動隊員をトラック二台、私服警官と暴力団ふうの者までを職場に配置し、他の運送会社の車を持ちこみ出荷を強行したのであります。

警察は、品物や酒食の提供を受けながら会社の犬になりきがつた具体的証拠があり、七月十五日、淡路署長などを告発したものです。

このような組合組織にたいする弾圧は、資本主義社会特有の社会的、経済的矛盾を勤労市民に転嫁し、日本の軍国主義化、つまり、戦争によつて資本主義の維持をはからうとする政治的背景のも

とでおこなわれたものであります。

佐藤内閣は労働運動、民主運動に対し、露骨な  
弾圧政策を続けています。このことは労働運動を  
否認する不当なものであります。

裁判長！

犯罪人となるのは、むしろこのような不法行為  
をおこなつてきた、会社であり、警察であり、検  
察であります。

わたしたちは、これらの不当な攻撃にたいして  
労働者の生活と権利を守るため当然の権利行使を  
おこなつたまであり、正当であり、正義であ  
り、基本的権利をもつものであります。

裁判長！

いますぐ、この不当な起訴を却下することを強  
く要求し、私の陳述とします。

# 頑張らねば

## 父ちゃんと子供のために

水間とみ子



関扇運輸が三十九年十月より闘争に入つて七〇〇余日を経過していますが、これまでの間には数々の難問題がありました。

我家には現在小学校一年生と二年生の男の子がおりますが、三十八年の六月次男が腎臓病と診断

され四ヶ月の入院生活の後、大分経過もよいので退院してはとの先生の言葉で、まだ全快でないけれど、とにかく退院しなくては、何しろ主人が一ヶ月一生懸命残業して稼ぐ給料よりも三才の幼児の治療費の方が高いありさまで、少しばかりの貯

蓄も入院費用で使い果してしまって、主人と相談の末これ以上ここにいては費用がかさむばかりだから退院し、その後六ヶ月自宅療養の結果全治しました。その時の感激は今もはつきり覚えています。

主人もさあこれからは一生懸命残業して今迄の分を取り返えすぞと張切つております。が、それもつかの間、その年の十月から「合理化」反対闘争が始まり全く残業が出来なくなりました。私は気軽に闘争と言つても、すぐにでも会社が組合

の要求を聞入れて元通り働くものだとたかをく  
くつていましたが、会社側はなかなか強行で、残  
業しなければ生活して行けない様な賃金を逆用し  
て、次々と組合員を脱退させ、第二組合から第七  
組合まで出来たそうです。このような話を主人  
から聞かされる度に、もうだめだ、この会社はい  
つまでいても解決する見込みがない、もうこれ以  
上苦しい生活を続けていけない、それなら一日も

早く会社をやめて他へかわらなくてはと、やる気  
になつてゐる主人には悪いながら、会社を  
やめたらどう?と何度も言つた事か知れません。私  
のしつこさに主人も一時はやめる気になつて退職  
願いを書いた事もありました。でも周囲の人達の  
説得で思いなおして、またやる気を出し、しぶし  
ぶ会社へ出むく、その後姿には少しの活気もなく

若年寄と表現するにふさわしいような哀れな姿で  
した。

八月から失業保険を取る事になり、もともと私  
は内職をしておりましたので、そのわずかな収入

を合せて細々と暮しているうちお正月も間近にな  
り、子供達には漠然と会社の事情を説明してやつ  
てはいるものの、まだ幼い子に何がわかるでしょ  
う。日一日と近づくお正月を楽しみに話し合つて  
いる姿を見て、せめてお餅くらいは食べさせてや  
りたいと近所から道具を借りて少しばかりついて  
やりました。

いよいよ新しい年が始まり今年こそはと良い年  
でありますように、きっと近々には争議も解決す  
る、と心にいいきかせていました。でも心のどこ  
かでまた不安を感じはじめていました。もし失業  
保険が切れるまでに解決しなかつたら私達の生活  
はどうなるのかしら、組合の方で保証してくれる  
のかしら、その対策はと頭をなやましていまし  
た。

丁度その頃生活保護の問題を聞き、保護を受け  
れば当然学校も教育補助の対象になる、そうする  
とうちの長男は生れつき内気な性格なのにもしそ  
のことを本人が知つたら、益々内向的になつて勉

強の方にもさしさわりがあるのでないかといろいろ主人と論議し、私は「なんば組合がそう言う方針を立てても、絶対に受けへんぜ、そうなつたらうち働きに行くから」と言つて主人を困らせたものでした。でも主人は保護を受けたら、子供に悪い影響を与えるかどうか担任の先生に相談しに行こう、それで悪いようだつたらやめたらしいじやないかと私を説き伏せました。二人で学校に向いて行くと、先生は、実はそのことで怒つているのだとのこと、理由は教育補助の件で組合の方から日教組の方え連絡し、そこから学校へ通知をしたので、その先生はこんな問題は直接私に相談してくれたら良かったと言われたのです。それは組合の方針でそのような連絡の仕方になつたのですからと納得していただきました。「勉強の方には少しも影響しないので当然受ける権利があるのだから堂々と受け、あくまでも戦つて下さい」と勇気づけられ、進歩的な先生に受持つていただきたことを喜び安心して帰宅しました。

そうしている中でも、地域の方で、閑扇の問題をよく理解して下さる御夫婦があつて、カンパ活動をしていただいたり、又署名運動となると自分達夫婦は苦しい中にも恵まれた環境にあるといつも感謝しております。

そのお母さんから新日本婦人の会というのを教えていただき、そう言う会ならぜひ私もと入会しました。それ以来私の思想が少し変りましたのか、生活保護も平気で受け、主人も活気を取りもどし、以前に増して話しも合うようになりますが、た。時には二人で労働歌等を歌つたりしますが、子供達がいつの間にか覚えて、頑張ろう、突き上げる空に……と口ずさんでいます。その歌声を聞きながら、私達も頑張らなくては、この子供の為にも、また誰が労働者の敵であるかを考え、どんな障害にも負けず、お互に団結して勝利へと進まなければと思つております。

# さびしさの中にも笑いが

全自運関扇運輸支部 田 中 種 男

一九六五年の正月を闘いの最中で迎え、さきやかながらも『おとそ』気分にひたり、それがようやくさめかけた一月二十三日の朝、出勤するとあいも変わらず車に乗せてくれない。

組合事務所で『寺やん』（寺沢委員長）が地域にまくビラを作っていた。九時をちょっとすぎた頃だった。寺やんが「俺は今日は有給で休むから事務所に届を出して来て呉れ」と言うので、俺は事務所に行つた。すると、所長は「ちようどええところえ來た、田中君ちよつと」と呼ぶ。「何かいな、何か文句言うんか」と思いながら行くと、所長は机の引き出しから書類を取り出して「あのな——田中君、あんたを今日かぎりで解雇するサカイ」とその文書を読みあげ「寺沢さんにも来て

もううてんか」という、その場ですぐその不当な文書の中味をばくろして所長につめよつたが、「わしはなんにも知らんねや、上から來たサカイな」と知らぬ存ぜぬ。

淀川の職場から七名の首切りが出たと報告が入つてきた。

いよいよ、おれが関扇とアサノに、いや米日反動共に、俺の思想がためされきたえられる時がきた。

解雇されるまでには思想的な動ようもあつた。一月一日に家族と一緒に生野の親籍に行つたとき、みんな寄つてたかつて「お前はそんなことをやめんと会社から首を切られるぞ、ヨメハンや子供が可愛想や」「お前は今までながいことゴクド

一してきてようようまになつてきたのに……もうこれ以上みんなに迷惑かけたらあかんぜ」というのをアチャンも一緒になつて言う。俺は考えた、「ゴクドウゆうてもそんなに悪いこともしない……そやけど、酒とバクチが大好きやつた。今でも酒は前ほどちやないがのむけど……。「いやいやみんなは本当に俺のことを心配しているのではない」それは俺が学習をしてきた哲学の「弁証法的唯物論」でいう『現象』や、現象は本質をともなつてやつてくる。その本質は米・日支配層の思想や「オレはこの思想に負けたらあかん」首切りぐらいドンと来いと思うが、やはり「ほんまに首切られても俺はよう闘うかな」とたえず不安がつきまとつ。

しかし、解雇通知を受け取ると気持がおちつき、それに対する怒りと何とも言えないおかしさがこみあげてくる。おんなんじ闘うんやつたら『ユカイ』に楽しみながらやつたれと思う。それでは、いまからどうして闘うか。

まず解雇されたものが闘いの先頭に立たなくてはならない。ただゲンクソだけでは長続きしないだろう。たえず本を読み学習することを忘れる、と、左右の日和見が出てくる。自分の中にある小ブル思想との闘いが重要になつてくる。「ぜんがない」「もうこれ以上闘うと家庭生活が破壊されない、もうあかん」と考えだすとフラフランする。しかし、「階級闘争だ」労働者を解放する闘いだ。闘いには困難がつきものだ、ゼニがない、メシが喰えんだなどということは敵の攻撃だ、そんなことはあつたり前だ、ベトナム人民のことを思えば涙が出てくる。

俺が今まで実践のなかで学んできたことは、「アイツはあかん、コイツはあかん」と他人を非難して自分も日和見をおこすことより、俺は決めた事は必ずやるという自分の思想をたえず点検することの重要性を学びとつた。

きびしさの中にも、いつも笑いをもつて闘おう！。

# 一時は退職しようとした俺だったが

全自運関扇運輸支部 松 岡 忠 義

わたしたちは、いま親会社アサノを相手に身分の保障を要求して七〇〇日余り闘い続けています。

しかし、私がここまで闘い続けるには多くの障害と困難を乗りこえてきたのです。

最初の障害は分裂である。またこれは自分自身との闘いでした。

分裂は労働者の要求でなく資本の攻撃の一つとして資本のテコ入れによっておこるものです。

資本の攻撃とはいえ、自分自身に勝たないかぎり分裂にうち勝つことはできなかつたでしょう。

差別、分裂の攻撃をうけた頃、わたしは、組合

運動にはまったく関心がなく、みんなについてゆ

けばなんとかなるだらうという気持で闘争に参加していました。年末一時金でももらえば会社を退めよう今まで思っていたほどですから、分裂といふ言葉すら知らなかつたのです。

そんな私に資本の悪の手がしのびよつてきました。

昭和三十九年十月十一日の深夜、一人の男が私の家を訪ねてきた。この男は会社のまわしもの、分裂の助人であった。しかし、私はそんなことを知らずに彼のあとについて行くと近くのすし屋に連れ込まれた。そこには四人の仲間が待つていました。

彼らは、「君は今の組合をどう思つてゐるか」

と私に質問するのです。また「俺たちでもつとい  
い組合を作ろうと思つてゐるが君も加わらないか  
」という。これはおかしいなあと思ひながらも彼  
らの話をきいた。「従業員のほとんどの者がこれ  
に加つてゐる、入れば残業六、七十時間働けば七  
万円とれる。ボーナスも十万円ほど出すと会社は  
言つてゐる、その代り現執行部の一部はやめても  
らう、これに加わらない者は、首になるか津守工  
場に転勤だ」と。いま考えてみると一方ではアメ  
をもちだし他方では『首』のおどしでした。

これを聞いた私は、当時会社の『指名』残業を  
拒否して闘争中だったので収入は減つていたので  
同じ退めるなら少しまとまつた金をという気持

が先にたつて、彼らの言ふことを信用してしまつ  
た。それに彼らと別れる時「もう少ししたら旗上  
げする、それまで誰にも言ひな」と言われたこと  
をそのまま守つたことがまちがいのものでした。

それから二日過ぎた十三日の午前二時、分裂屋  
の一人が私の家に来て「すぐ会社に出て来てくれ

」と言われた。二日前の出来事は忘れていた。「  
何事が起つたのか」と会社に急いだ。だが会社で  
待つっていたのは、分裂屋の張本人比嘉を先頭に三  
十人集まつて話をしていた。かれらの話は「旗上  
げの前に皆にばれたので、どうするのか決めたい  
」ということでした。そして「こうなつたら分裂  
して新しい組合をつくつて会社に協力しよう」と  
いうことになつたとき、「これはえらいことをし  
た」と感じはじめ良心がとがめてきた。

会議に突然第一組合の岩男副委員長と執行委員  
が乗りこんで來た。「お前たちは何の相談してい  
るのか、第一組合に帰つてきてくれ」と説得をは  
じめた。

私は、「いまさら第一組合に帰れない」と思い  
ながら、私と同様の考え方の四人で話合つた。ど  
うしたらよいか迷つた。仲間を裏切つたのだ、と  
言つても分裂屋について行くのもいやだ。結果と  
して会社を退めることで話がまとまつた。

家に帰り退職願いを書いていると第一組合員が

私の家に来た。「ぜひ職場に出て来い」とすすめるので、きまりが悪いながらも行くことにきめた。

みんな暖い目で私を迎えてくれた。

私はこの時、一つの壁自分自身との闘いに勝つた。そして、こんな職場は退めて一旗あげたいとかいう野心が消えきっていき、もうこの仲間は裏切ることはできない、この仲間と共に闘い抜こうと心にきめた。

それから組合運動への関心をもつようになり、一つであるが、労働者とは何か、合理化は何故おこるかなど学習していった。

資本主義の中では、独占資本たるもののはどんな悪い手をつかっても自分のもうけを多くするには手段をえらばぬということ、結果的には第二組合を行つた人も被害者であるにすぎないと思う。

「会社をつぶすのは全自運の組合だ」とも言われたが中小企業を守るのは、まさに全自運のわれ

われの組合ではないのか、げんに企業再開を要求して親会社を相手に闘っているのはわれわれだ。分裂は資本家の攻撃によつてもちこまれるが、われわれの中にも分裂を許す弱点をもつてゐるのも事実だろう。これを防ぐには、常々から学習活動をみんなでおこない、何でも話ができる職場にしておかねばならないとつくづく思う。そうすれば敵の攻撃も見抜けるだろうし、たとえ分裂が起つても、第二組合に行つたものを敵視しない、かれらは資本の攻撃の悪どさがわかつてくれればかならず私たちの手に帰つてくるからです。

どうして労働者同士がいがみ合わねばならないのだろうか、労働者がそうするのだろうか、やはり資本家が自分たちの利益のために労働者を団結させないようにしているのだ。

私たちの未来のため、また子供たちのためにも労働者はもっと団結し、住みよい世の中を作らねばならない。

健康で文化的な生活を営むために

闘

争

経

過

一九六四年四月一日曾根崎署警備係長「吉政新一」

十月二十四日

会社第二組合と協定結ぶ、差別

入社、労務課長として

実施

四月十五日 関扇労組に「合理化」案の提示

十一月

二日

地労委へ不当労働行為救済申請

四月三十一日 アサノ社、関扇社に対し、城東

十一月

七日

十二名けん責処分

工場が操業するようになってから労組攻撃するよう指示する

十一月

十九日

津守職場で、第三組合の発生

九月二十一日 合理化強行実施する

十一月

二十二日

支部第八回臨時大会

十月四日 勞組第七回定期大会闘争決議、

十一月

二十五日

五組合デソチ上げ分裂さす

十月十三日 淀川の職場で第二組合旗上げ

十一月

四日

地労委第一回審問

(一九六五年昭和四十年)

十月十七日 時間外労働一斉停止通告

一月

五日

淀川、職場へ淡路署員の威圧と

十月十九日 スト権確立、日雇運転手、官憲

一月

二十三日

委員長以下三役を含む九名の解

介入

の導入

十月二十日 出勤停止、その処分通告、チエ

ックオフ破棄通告

二月一日 家宅捜査

ツクオフ破棄通告

三月五、六日	七名を不当逮捕する	アサノ社は労働組合の車輌の仮差押えに異議の訴訟をする
三月八、九日	全員釈放	
三月二十三日	地労委の和解不調に終る	精光自動車、鈴木石油らで外部
三月二十九日	関扇支援決起集会	破産申請
三月三十一日	大阪地検二名を起訴	第一回刑事公判、ビラ貼り事件
六月一日	地労委で勝利の命令	破産宣告、労組側は即時抗告す
六月四日	アサコン社関扇経営者の退陣を要求する	破産申請
六月十二日	九名の解雇撤回する	アサノ社、機動隊の護衛要請し
六月十六日	上田社長、国電飛込自殺する	て工場再開
六月十八日	アサノ社、津守、淀川両工場運転休止	として申請
六月十九日	労組側、車輌仮差押えする	第一回債権者集会
六月二十三日	関扇社地裁へ自己破産申立	第二回刑事公判
七月五日	解雇無効地位保全仮処分決定出る	第三回刑事公判 (一九六六年昭和四十一年)
七月十日	破産申請は不当労働行為と救済申請	
七月十三日	淡路署長以下署員収賄で告発、	生活保護の件、民生局と団交、 アサノ社和解案提示
一月十三日	交	

一月三十一日

第四回刑事公判

二月 二日

地労委調査開始、和解案ける

二月 十一日

刑事事件実地検証

二月 七日

第二回債権者集会、志水判事の暴挙あり

二月 十四日

地労委第二回目調査

二月二十三日

地労委、アサコン社を当事者として審問に入る

三月 三十日

地労委、アサコン社証人不参

四月 十二日

地労委証人尋問

四月 十三日

第五回刑事公判

四月 二十日

全自運、長期争議支部支援連帯スト

四月二十二日

地労委ヘアサノ社異議申立

四月二十七日

関扇闘争五〇〇日突破記念集会

四月 三十日

五月四日、五月十一日の地労委審問、いずれも会社側証人不出席、連絡なし

五月 十八日

総評大阪、各労組民主団体一九

三団体で抗議

六月 三十日

第四回債権者集会

八月 四日

管財人アサノに対し損害賠償請求の訴え

八月 五日

原水禁世界大会と全国争議団交流会に代表二名を送る

八月 八日

第七回刑事公判

十月 八日

地労委再調査第一回

十月 十二日

第八回刑事公判

十月 十九日

地労委最終調査

十月二十八日

第十回刑事公判

十一月 十四日

地労委、親会社相手に審問（ア

十一月 十九日

サノの専務藤田証人）

越年資金五〇、〇〇〇円、生活保護、生業資金を出せと大阪争議団統一して自治体に要求する

## 編集後記

「俺たちのたたかいの経験と教訓を一冊のパンフにまとめ、多くの労働者に知つてもらおう。そして俺たちのたたかいの武器にしよう。」こうして関扇闘争のパンフ製作委員会を組合員のなかから選んで、もう半年になつた。

やつと発刊することができたが、八〇〇日のたたかいの一断面をのちいてみる程度のもの、もつと、もっとたたかいのなかでの喜び、苦しみ、憎しみをえぐりだせなかつたのか、パンフ発刊に協力していただいたみなさんに心からお詫びするとともにたくさんの御批判を仰ぎたい。

このパンフが、全国の争議団の方々の闘争意欲をさらに高め、合理化攻撃で暗くなつた職場のみつこで多くの労働者に読まれ、関扇労働者のたたかいが少しでも労働者のなかに語り伝えられ、たたかいの役にたつならばこのうえない喜こびとたしい。

(全自運大阪地本 石井)

発行日	抵抗
一九六六年十二月 日	
発行所	大阪市西成区津守西六 アサノコンクリート(株)内
編集責任者	全自運関扇運輸支部 大阪市北区高垣町七〇
頒価	寺沢喜代次 全自運大阪地方本部 大阪総評内 一〇〇円